

財 関 第 1343 号
平成 23 年 11 月 25 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 柴生田 敦夫

関税法基本通達等の一部改正について

関税定率法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 7 号）の一部の施行等に伴い、関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）等の一部を下記のとおり改正し、平成 23 年 12 月 1 日から実施することとしたので、了知の上、貴関職員及び関係者に周知徹底されたい。

記

第 1 関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 2 関税関係個別通達「知的財産侵害物品に係る差止申立ての審査について」（平成 20 年 3 月 31 日財関第 351 号）の一部を次のように改正する。

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるよう改める。

第 3 税関様式関係通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 107 号）の一部を次のように改正する。

（I 税関様式の一部改正）

税関様式 C 第 5642 号を別紙 3-1 のように、税関様式 C 第 5662 号を別紙 3-2 のように、税関様式 C 第 5842 号を別紙 3-3 のように、税関様式 C 第 5862 号を別紙 3-4 のようにそれぞれ改める。

（II 記載要領の一部改正）

税関様式 C 第 5642 号記載要領を別紙 3-5 のように、税関様式 C 第 5842 号記載要領を別紙 3-6 のようにそれぞれ改める。